

# 柏市熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

制定 令和 2年 6月16日

施行 令和 2年 6月16日

## 1 目的

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、現場管理費の補正の試行を行うため、本要領に必要な事項を定める。

## 2 試行対象工事

### (1) 対象工事

柏市及び柏市水道部が発注する工事（営繕工事，港湾工事，機械設備工事は除く）のうち，主たる工種が屋外作業であるものを対象とする。

ただし，夏日が想定される期間中（6月～10月）の現場施工日数が30日未満の見込みとなる工事は対象外とする。

### (2) 適用範囲

令和2年4月1日以降に工期の始期を迎える工事に適用する。

なお，本試行の実施の有無については，契約後速やかに，打合せ簿により監督職員と協議を行い，決定するものとする。

また，特記仕様書に本要領の対象工事である旨の記載がないものについては，発注者から対象となる旨の通知があり，受注者が希望する場合は，打合せ簿により監督職員と協議を行い，本要領を適用できるものとする。

## 3 用語の定義

### (1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日，または暑さ指数（WBGT）が25度以上の日とする。

（夜間工事の場合は，作業時間帯の最高値で判断する。）

### (2) 工事着手日

現場において，何らかの作業に着手した日（現地測量，草刈，

工事看板設置等)

(3) 工事完成日

現場において、後片付けを含むすべての作業が完了した日(工事看板撤去等)

(4) 対象工期

工事着手日から工事完成日までの期間をさす。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(5) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工事完成日までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出するものとする。

(6) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工事完成日までの真夏日} \div \text{対象工期}$$

#### 4 計測・真夏日率算出方法について

(1) 観測地点

市内工事においては、以下の観測所を観測地点とする。

[観測所名]：我孫子

[観測所番号]：45061

[所在地]：我孫子市新木野

なお、施工場所が市内でない場合は、監督職員と協議の上、観測地点を決定すること。

(2) 真夏日の計測方法

ア 本試行にあたっては、下記(ア)～(ウ)のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。

(ア) 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25度(℃)以上の場合。

観測地点の暑さ指数(WBGT)が25度(℃)以上となる日を、真夏日とみなす。

(イ) 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度(℃)以上の場合。

観測地点の気温が30度(℃)以上の日を、真夏日とする。

(ウ) 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上の場合。

観測地点における作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上、又は暑さ指数(WBGT)が25度(℃)以上の場合、真夏日とする。

イ 休工日においては、上記(ア)～(ウ)に該当した場合でも真夏日としては計上しないものとする。

### (3) 真夏日率の算出方法

上記計測方法により真夏日を計上し、真夏日率を算出するものとする。

ただし、休工日は真夏日に含めないものとする。

### (4) 計測結果の報告

受注者は、現場作業終了後速やかに真夏日の集計を行い、工事打合せ簿により真夏日率と算定根拠となる気象庁HPまたは環境省HPの観測結果の資料等を添付し、監督職員に提出するものとする。

ただし、変更契約手続きに時間を要することから、提出は原則として工期の末日の20日前までに行うこと。事前の協議により監督職員が認めた場合はこの限りではない。計測結果の報告日までに工事が完成しない場合、工事完成日を計測結果報告日と読み替え、真夏日率を算出する。

## 5 積算方法等

現場管理費の補正は、以下の式の通り補正値を算出し、現場管理費率に加算することで行う。なお、補正は変更契約において行う。

ただし、「緊急工事の場合」と重複する場合においても、補正値は最高2%とする。

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値}^*)$$

$$\text{※補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times 1.2$$

補正値(%)は小数第2位止め(3位四捨五入)とする。

## 6 対象工事である旨の明示

対象工事である旨を以下の通り特記仕様書に記載するものとする。

### 【特記仕様書記載例】

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事)

第〇〇条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。

2 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。

3 工事の実施にあたっては、「柏市熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。

## 7 その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合、また、この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定めることとする。

### 附 則

この要領は、令和2年6月16日から施行する。